

(理由)

- PIO-NET相談情報（平成22年度）をみると、美容医療サービスについて、事前の説明不足によるトラブルが少なからずみられる。
- 書面不交付・不実告知等に該当する事案について、エステの場合は、その役務提供の形態が特定商取引法における訪問販売や特定継続的役務提供に該当するものは、特定商取引法において処分等の対象となるが、美容医療サービスは、上記特定継続的役務提供には該当しないと解されている。
- 一方、医療法第1条の4第2項では、いわゆるインフォームド・コンセント（努力義務）が規定されており、厚生労働省では、「診療情報の提供等に関する指針」（注）を策定している。

また、判例では、「緊急性と必要性が他の医療行為に比べて少なく、また患者は結果の実現を強く希望しているものであるから、医師は、当該治療行為の効果についての見通しはもとより、その治療行為によって生ずる危険性や副作用についても十分説明し、もって患者においてこれらの判断材料を前提に納得のいく決断ができるよう措置すべき注意義務を負っているというべきである。」（横浜地方裁判所 平成15年9月19日判決（平成14年（ワ）第1669号））とされている。

（注）「診療情報の提供等に関する指針の策定について（平成15年9月12日 医政発第0912001号）」（平成22年9月17日改正）

- アンケート調査の結果によれば、美容医療の契約・施術前に、「施術によって起こり得る副作用や効果の個人差」、「施術後の注意・アフターケア」について事前に説明を受けたと回答しているのは半数程度であり、美容医療の施術にあたって、事前に必ずしも十分な説明が行われていなかつたことが推測される。
- また、ヒアリングの結果、次のような意見が聞かれた。
  - i) 医療は、身体への侵襲行為を伴うため、十分な説明と同意が必要であるが、美容医療については、患者のニーズが侵襲行為の唯一の根拠となるため、特に十分な説明と同意が必要と考える。
  - ii) 美容医療は、ほとんどのケースでは緊急性はそれ程高くなく、時間的余裕は十分にある上に、高額に及ぶこともあるので、金額（見積含む）、施術内容、キャンセル時の取扱、施術後の注意事項、施術によるリスク等について事前に十分に説明を行い、患者の了解を得るべきと考える。
  - iii) インフォームド・コンセントを徹底させるためには、医師に対し、説明後、書面を渡して消費者（患者）の同意を求めることが望ましいと考える。
- 以上を踏まえると、厚生労働省は、美容医療サービスについて、医療法第1条の4第2項に定める努力義務に係る指針の再周知を図るべきである。加えて、

患者（消費者）に対して事前に説明することが望ましい内容（上記意見参照）や、患者（消費者）の十分な理解・同意を得るための手続等（書面の様式、書面の交付時期等）を盛り込んだ指針等を整備（既存の指針の見直し等を含む。）する必要があると考える。

## 6. クリーニング師研修等事業ワーキンググループ 報告書 概要

研修等の現状	制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故防止</li> <li>・消費者(利用者)利益の保護</li> <li>・経営の健全化</li> </ul>
	制度の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーニング師(都道府県知事免許)が3年に一度受講(4時間)</li> <li>・受講率が67%(平成4~6年度)から32%(平成19~21年度)に低下</li> </ul>
事業仕分け (平成22年5月)	廃止(国による研修義務付けの見直し)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○制度自体がうまくいっていない、本研修の意義が不明確、品質向上は業界内で行えばよい</li> <li>○国が義務付けること 자체を見直す、行うにしても中身について精査する</li> </ul>
	○毎年のように発生する衛生、環境、技術、法令等の環境変化や消費者のサービスへの期待に対応すべき	
	○研修義務づけの前提として以下の改革を行う	
	現行	改革案
資格の性格	衛生関係及び洗濯物の処理	同左。顧客の苦情への適切な対応や経済・環境面の課題への適応が必要
配置基準	各クリーニング所にクリーニング師配置。業務従事者講習は5名に付き1名以上受講	同左。取次所等にもクリーニング師又は業務従事者講習受講者を配置する現行の取扱いを厳格に確認
資格者氏名の明示	なし	明示。顧客や保健所の問い合わせに対応
定期的な受講	クリーニング師全員の研修受講義務。 実態は、受講率32%と低迷	各クリーニング所クリーニング師1名の受講確認を徹底。 今後2年間で受講率大幅向上を図る

## 7. 平成 23 年度生活衛生関係技術担当者研修会次第（予定）

平成 24 年 2 月 17 日（金）  
厚 生 労 働 省 講 堂

時間	氏名（敬称略）	所属	内容（仮）
10:00～	開会・生活衛生課長挨拶		
10:10～	相澤 好治	北里大学	シックハウス症候群の診断基準の検証に関する研究
10:40～	木原 真隆	東京都福祉保健局	節電対策と管理基準への対応、最近の指導事例
11:10～	東 賢一	近畿大学医学部	建築物環境衛生管理基準の設定根拠の検証について
11:40～	小島 正昭	愛知県健康福祉部	愛知県における IPM 普及への取り組み
12:10～	休憩・昼食		
13:30～	(午後のスケジュールの説明等)		
13:35～	多田 有希	国立感染症研究所	レジオネラ症の発生動向調査からみられる最近の特色
14:00～	前川 純子	国立感染症研究所	菌株の遺伝子型別からわかること
14:25～	泉山 信司	国立感染症研究所	浴槽水のモノクロラミン消毒の自動化
14:50～	荒井 佳子	横浜市衛生研究所	横浜のスポーツクラブにおける集団感染事例
15:15～	緒方 喜久代	大分県衛生環境研究センター	民間検査機関のレジオネラ培養検査精度管理
15:40～	その他 質疑応答		
16:00	閉会		

※現時点での予定であり、内容の変更等があり得ます。

## 8. 生活衛生関係営業の振興指針の改定方針概要

<b>振興指針とは</b>	厚生労働大臣が各生活衛生関係営業の振興に必要な事項について定める指針(生衛法第56条の2第1項)
<b>振興計画とは</b>	生活衛生同業組合が作成する組合員たる営業者の営業の振興に必要な事業(「振興事業」)に関する計画で、振興指針に適合するものとして厚生労働大臣(地方厚生局長)が認定(生衛法第56条の3)
<b>融資の支援</b>	振興計画に基づく振興事業への低利融資(日本政策金融公庫融資枠1,150億円(平成24年度予算(案))) ・振興事業特定施設整備について基準金利0.9%(基準金利2.15%(平成24年1月20日現在)) ・平成23年度より振興事業促進支援融資制度(各営業者が事業計画を作成した場合の融資制度)を創設 (例)設備資金:基準金利マイナス1.05%
<b>税制の支援</b>	共同利用施設に係る特別償却制度 <活用例> ・共同購入資材配送用車輛、共同駐車場、研修施設、移動販売バス、共同買い物バス等
<b>振興計画 認定状況</b>	573組合中518組合(認定率90.4%) ・理容業、美容業、クリーニング業、旅館業 47組合中47組合(認定率100%) ・一般飲食業 36組合中36組合(認定100%) ・中華料理業 21組合中20組合(認定95.2%) ・料理業 30組合中28組合(認定93.3%) ・社交業 38組合中38組合(認定100 %) ・喫茶店営業 29組合中29組合(認定100 %)
<b>振興指針の改定方針</b>	・平成23年2月の第15回審議会で合意された改定方針 ・平成23年度の改定(飲食店営業(一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業)及び喫茶店営業)
<b>連続性の強化</b>	○戦略性の強化 ○戦略性・メリセージ性の高い方針を簡潔に記述 ○衛生・経営課題の総括的・網羅的な内容を簡明な箇条書きで記載
<b>役割の明確化</b>	○実施主体や支援手法を具体的に記述 ○補助金・融資・税制について、組合の役割、組合員の支援措置を明記し、組合加入を促進

## 9. 標準営業約款制度の概要

安全・安心を約束  
する3つのS

清潔  
Sanitation

安全  
Safety

Sマーク



厚生労働大臣認可

### 1 目的

標準営業約款制度「Sマーク」は、消費者が、理容業、美容業、クリーニング業、めん類・一般飲食店営業が提供するサービスや技術を利用する際の安全・安心の目印で、3つのS(Safety:安心であること、Sanitation:清潔であること、Standard:安心であること)を約束しています。

### 2 設定

標準営業約款は、厚生労働大臣が指定する業種について、全国生活衛生営業指導センターが、厚生労働大臣の許可を受けて設定する。  
○クリーニング業(昭和58年3月26日認可) 3,433店舗(クリーニング所3,132店舗・取次店301店舗)  
○理容業(昭和59年10月18日認可) 37,772店舗 ○美容業(昭和59年10月18日認可) 17,911店舗  
○めん類飲食店営業(平成16年11月30日認可) 314店舗 ○一般飲食店営業(平成16年11月30日認可) 348店舗  
(注)現在、5業種で設定。店舗数は、平成23年3月末現在。

### 3 内容

- ① 役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に関する事項
- ② 施設又は設備の表示の適正化に関する事項
- ③ 損害賠償の実施の確保に関する事項

### 4 登録等

- ① 営業者は標準営業約款に従つて営業を行おうとする時は、都道府県生活衛生営業指導センターに登録する。
- ② 登録を受けた業者は、全国生活衛生営業指導センターが定めた様式の標識及び標準営業約款の要旨を掲示する。
- ③ 登録期間は3年となっており、再登録することになる。  
なお、登録業者が引き続き、登録を継続する場合の有効期限は、5年となっている。

### 5 融資上の恩恵

振興事業貸付の運転資金の利率は基準金利であるが、標準営業約款登録営業者は特別利率②が適用される。

# 標準営業約款登録の仕組み

登録申請

○登録の申請は、都道府県生活衛生営業指導センターに対して行います。  
登録申請書及び添付書類の用紙は、各都道府県生活衛生営業指導センターに備え付けであります。  
※クリーニング取次所については、クリーニング所と同時に登録申請することになりますが、取次所単独では登録申請は認められませんが、当該クリーニング所の営業内容が登録店としての資格を有していると判断される場合は、取次所単独で登録申請することができます。

